

5.経済的な支援について

(1) 金銭管理

お金の管理が難しい、公共サービス等のさまざまな手続きが一人ではできないという方に対し、地域で生活できるように支援する制度です。

- ・地域福祉権利擁護事業
- ・成年後見制度の利用支援

(2) お金の貸し付け等

障害者や所得の少ない世帯、介護を要する高齢者のいる世帯に対して、経済的自立と生活の安定を図るため、該当する資金の貸付を行う制度です。(対象要件あり)

- ・生活福祉資金
- ・受験生チャレンジ支援貸付事業
- ・住居確保給付金

(3) 福祉施策

- ・障害年金
- ・生活保護

地域福祉権利擁護事業

内容	<p>福祉サービスの利用に関する相談に応じるとともに、生活費のやりくりや支払いなどの支援を通じて、安心して地域生活を送れるようお手伝いをします。</p> <p>このような場合にご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスを利用したいけど手続きがよくわからない。 ・福祉サービスの利用をやめたり、苦情解決制度の手続きを手伝ってほしい。 ・公共料金や家賃を滞りなく支払いたい。 ・大切な書類などを自宅に置いておくことが不安なので預かってほしい。 ・家計簿をつけたいが一人では難しい。
対象者	在宅で生活している認知症の症状や物忘れのある高齢者の方・知的障がい・精神障がいのある方でこの事業の契約ができる判断能力のある方
利用手続き	<p>相談受付 (無料) 訪問・相談 支援計画作成 契約 (有料) 援助開始</p>
利用料金	1時間 1,000・2,500円 (支援内容により、異なるため、詳しくはお問い合わせください。)
問合せ先	成年後見・あんしんサポートセンター八王子 市役所 8階 TEL 042-620-7365 FAX 042-623-6421

成年後見制度の利用支援

内容	<p>成年後見制度は認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が十分でない方の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法定後見制度は本人がすでに判断能力が不十分な場合に、本人または配偶者・四親等内の親族が家庭裁判所に申し立てをし、審判によって後見人を選任してもらいます。本人の判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型があります。 ● 任意後見制度は本人の判断能力が十分なうちに将来、判断能力の低下に備え、あらかじめ後見人や支援の内容を本人の希望に沿って決めておきます。その内容は公証役場で公正証書による契約として、東京法務局に登録します。
問合せ先	<p>制度の利用に関する相談先・・・成年後見・あんしんサポートセンター八王子(八王子市役所 8階) TEL 042-620-7365</p> <p>申請先・・・東京家庭裁判所 立川支部後見受付係 TEL 042-845-0321 裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/ 八王子公証役場 TEL 042-631-4246</p>

生活福祉資金

内容	所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図るため、用途に応じて資金を貸し付けます。(対象要件あり)
利用のながれ	相談 申込書類の準備 申込 審査 貸付決定 借用書作成 資金交付 返済 返済完了
申請先	八王子市社会福祉協議会 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1 市役所内 B 階 TEL 042-620-7282 FAX 042-622-2701

受験生チャレンジ支援貸付事業

内容	高校受験および大学受験を目指す子どものいる世帯を対象とし、学習塾の費用や 受験料の貸付を行います。合格の場合は、償還免除となります。
対象要件	世帯の生計中心者であること。 都内に引き続き 1 年以上在住していること。 生計中心者の住民税課税所得が一定基準以下であること。 預貯金等資産の保有額が 600 万円以下であること。 土地・建物を所有していないこと。(現在居住している場所の土地、建物を除く) 生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと。 暴力団員または暴力団員が属する世帯の構成員でないこと。
申請先	八王子市社会福祉協議会 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1 市役所内 B 階 TEL 042-620-7282 FAX 042-622-2701

住居確保給付金

内容	離職者であって就労能力および就労意欲のある方で、住宅を失っている方又は失うおそれのある方を対象とし、原則 3 ヶ月(最長 9 ヶ月) 賃貸住宅の家賃として住宅手当を支給するとともに、再就職に向けた支援をします。
対象要件	申請時において離職後 2 年以内の方。 申請時において 65 歳未満の方。 離職前に、自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していたこと。 就労能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行うこと又は現に行っていること。 住宅を失っていること又は失うおそれのあること。 申請した月における申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が一定基準以下であること。 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金の合計額が一定基準以下であること。 国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付又は給付(就職安定資金融資、職業訓練受講給付金等) 自治体を実施する類似の貸付又は給付等を受けていないこと。 生活保護を受給していないこと。
申請先	八王子市社会福祉協議会 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1 市役所内 B 階 TEL 042-620-7282 FAX 042-622-2701

障害年金

内容	国民年金または、厚生年金加入中あるいは20歳前に初診のある病気やケガで障害者になったとき、初診日が60歳以上65歳未満で日本に住んでいる人が障害者になったときに支給されます。(その他にも要件あり)
利用手続き	初診日が国民年金被保険者(第3号を除く)・20歳未満の人・60歳以上65歳未満の人 医療保険部保険年金課 国民年金担当へ相談・申請 初診日が厚生年金・国民年金第3号被保険者 八王子年金事務所へ相談・申請
問合せ先	医療保険部保険年金課 国民年金担当 〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 市役所内1F 10番窓口 TEL042-620-7238 FAX042-626-8421 八王子年金事務所 〒192-8506 八王子市南新町4-1 TEL042-626-3511

生活保護

内容	病気やけが、一家の働き手を失うなど、さまざまな事情で生活に困っている方に最低限度の生活を保障して、自立できるよう援助する制度です。 申請は、生活自立支援課相談担当へ。また、民生委員に相談してから申請することもできます。最低生活費などの基準額と収入や資産などの調査の結果で、生活保護が受けられるかどうかが決まります。
問合せ先	福祉部生活自立支援課 相談担当 〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1 市役所内B1F TEL042-620-7443 FAX042-627-5956